第十一条第一項の表第九十二条第一項の項を次のように改める。

第九十二条第一項	保険料その他この法律 保険給付 支払期月 支払う 第三十六条第三項本文	なお効力を有する改正前地共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前地共済法 改正前地共済法による職域加算額 支給期月 支給する なお効力を有する改正前地共済法第七十五条第四項本文

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項中

又は一時金として支払うものとされる保険給付	支払期月 支払う 保険給付の 第三十六条第三項本文	支給期月 支給する 同項に規定する給 なお効力を有する四項本文

を

平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付

に改める。

付の
改正前地共済法第七十五条第

（平成二十七年地共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条及び第二十条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する改正前地共済法による職域加算額の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百七十三条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。次項及び第二十条において「新厚生年金保険法」という。）第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに同項に規定する給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の平成二十七年地共済経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた新厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五章　財務省関係

（予算決算及び会計令の一部改正）

第十三条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項第四号中「損害金」の下に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

（相続税法施行令の一部改正）

第十四条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第三項中「に中断し、その物納の撤回の」を「からその物納の撤回の承認がある時までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

第二十五条の六第二項中「に中断し、その物納の許可の」を「からその物納の許可の取消しがある時までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改める。

（相続税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　施行日前に物納の許可があった場合における当該物納の撤回又は許可の取消しに係る相続税（当該相続税に係る利子税及び延滞税を含む。）の徴収を目的とする国の権利の時効については、前条の規定による改正後の相続税法施行令第二十五条の四第三項又は第二十五条の六第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「あるのは、」を「あるのは」に、「第四条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「指名債権」を「債権」に改め、同条第四項中「第四条第三項中」を「同条第三項中」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項中「で、指名債権である」を「であつて、民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権以外の」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第十八条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第三号を次のように改める。

三　金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。）

第二百八十一条第五項第一号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第三百四十条中「で指名債権である」を「であつて民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権以外の」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。次条において「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。